

フォトマスター検定 イメージロゴ使用のガイドライン

リンク、バナーロゴ、ロゴの使用規定について

日頃より、フォトマスター検定(フォトマスター/写真とカメラの実用知識検定)および、そのウェブサイトをご利用いただきありがとうございます。

当検定事務局・当検定主催団体では、より多くの皆様にこの検定を知って頂きたいと思っております。

そこで、当検定のイメージロゴの使用に関するガイドラインを定めさせて頂いております。

当検定試験のイメージロゴの使用をご希望される個人・法人の方は、以下のガイドラインをよくお読みください。

なお、本ガイドラインの内容は、予告なしに変更、追加、削除することがあります。

ご利用に際しては最新の内容をご確認ください。別紙の利用登録用紙に必要事項をご記入の上、当事務局宛に郵送されるか、PDFファイルに加工し、電子メールの添付ファイルでお送りください。なお、個人情報の含まれる添付ファイルになりますので、パスワード付のファイルにして、添付ファイルを送るのとは別のメールにてパスワードをお知らせください。

検定イメージロゴ

1:「フォトマスター検定」という当検定試験名を表示した文書、配布物、ホームページ、名刺、ポスター、ノベルティグッズ、その他一切の製作物に類するもの(以下、「製作物」という。)において使用することができる当検定試験を表すイメージロゴデザイン(以下、「ロゴ」という。)として、以下の意匠を定める。



フォト検マーク(カラー)



フォト検マーク(モノクロ)



フォト検ロゴ(横型)



フォト検ロゴ(縦型)

各マークまたはロゴの詳細は別紙を参照のこと。

- 2: 当検定試験のロゴを使用できるのは、当検定事務局・当検定主催団体がロゴ使用を承認した個人・法人(以下、使用登録者という)に限定されるものとし、権利の譲渡は認めない。
- 3: 当検定試験のロゴを使用希望の場合には、事前にロゴの使用許可申請を当検定事務局に行い許可を得るものとする。その方法は当検定事務局のメールアドレス(pm-kentei@kokusai-bc.or.jp)に必要な事項(個人の場合は、住所・氏名・電話番号・フォトマスター検定合格証番号、ロゴの使用目的。法人の場合は、法人名及びロゴ使用の責任者氏名住所、メールアドレス、ロゴの使用目的、ロゴを使用する製作物の原稿又は意匠、並びにその製作物で提供する情報内容)を記載されたメールを送信することとし、当検定事務局は認否を判定し、使用登録者名簿に記載登録の上、承諾許可の旨のメール返信をもって使用登録者として認めるものとする。その際、マークおよびロゴのデータを jpg データ等で提供する。
- 4: 前項によって使用登録者となっていないものが、当検定試験のロゴを使用していることが発見された場合には、当検定事務局・当検定主催団体は、使用者に対して、ロゴ使用の差し止めを使用者に命じることができる。
- 5: ロゴは、製作物の目的に合致する合理的な方法で使用しなければならない。
- 6: 以下のような目的の製作物へのロゴ使用は禁止する。
 - 1)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいは第三者を誹謗中傷、名誉毀損をしている、又はその恐れのあるもの。
 - 2)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいは第三者を誹謗中傷、名誉毀損をしている、又はその恐れのあるもの。
 - 3)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいは第三者を誹謗中傷、名誉毀損をしている、又はその恐れのあるもの。
 - 4)公序良俗、法律・法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの。
 - 5)閲覧者の判断に誤導・錯誤を与えるおそれのあるもの。
 - 6)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいはその活動趣旨に反する、又はその恐れのあるもの。
- 7: 当検定試験のロゴを使用した製作物が前項に該当する内容である、又はその恐れのあることが当検定事務局または当検定主宰団体によって認められた場合には、ロゴの使用差し止めを命じることができる。この場合、使用解除を命じられた者は、1 週間以内にロゴの設置を解除して使用を中止しなければならない。
- 8: 前項にも関わらず、当法人は当法人の判断によって何時でもロゴの使用を中止させることができる権利を有する。
- 9: ロゴの使用にあたり、使用者が自らの製作物に使用できるのは、当検定事務局・当検定主宰団体が定める第1項の意匠のみとし、これを変更・変形・修正等することはできない。ただし、その大きさの拡大縮小においては、縦と横の長さ比率をロゴに等しく正確に保つ限り、これが許可されることがある。
- 10: ロゴについての商標権、意匠権その他一切の知的財産権は当検定主宰団体に帰属するものとする。
- 11: ロゴの使用は、ロゴが使用された製作物の内容や製作物自体を当検定事務局または当検定主宰団体が推奨する意味をなすものではなく、ロゴ及び当該製作物に関していかなる保証もその作成者及び配布者に与えることはない。またロゴが設置された製作物又は製作物に記載された情報の利用につき当検定事務局・当検定主宰団体は一切責任を負わないものとする。

公益財団法人 国際文化カレッジ

フォトマスター検定事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-2-38

Tel.03-3361-2505 Fax.03-3367-3114

pm-kentei@kokusai-bc.or.jp

使用上の留意事項

マークについて



地は白色

罫線は有色の背景の場合には無くても可

ロゴについて



カラーの場合は、黄色地。モノクロの際は白色。

文部科学省後援の表記について

「文部科学省後援」の表記は、検定試験の年度、回とともに表示しなくてはなりません。よって、通常は掲載しないでください。

主催団体等の表記について

主催団体について

主催団体は、「公益財団法人 国際文化カレッジ」です。

試験問題の監修について

試験問題の監修協力を「一般社団法人 日本写真学会」にお願いしています。

利用登録用紙 (必要事項をご記入の上、検定事務局宛ご提出ください)

個人・法人の別	個人 ・ 法人 <small>(いずれかに○印)</small>		
(よみがな) 氏名・法人名	()		
郵便番号	〒		
住所	都道府県		
	市区郡		
	町名番地		
	方書等		
電話番号			
(個人の場合)	・フォトマスター検定合格証番号		
ロゴの使用目的等			
法人の場合は右記の内容も添えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロゴを使用する製作物の原稿又は意匠 ・ 製作物で提供する情報内容の概要 ・ ロゴ使用の責任者氏名 		
連絡先 メールアドレス			

お客様等からのお問い合わせに対する応答例

フォト検（フォトマスター検定）とは？

Q 実施機関は？

A 公益財団法人 国際文化カレッジ(昭和23年設立)のフォトマスター検定事務局が運営・実施しています。当財団は、文部科学省認定の写真関係の社会通信教育講座や、2,000~3,000点規模の全国公募展である『総合写真展』も運営しています。

Q 国家資格ですか？

A 国家資格ではなく、公益法人が実施する文部科学省後援の民間資格です。日本英語検定協会の行なっている英検（実用英語技能検定）などと同じ位置づけになります。

Q 試験の内容は？

A カメラなどの諸資材の知識から、撮影テクニックやプリントに至るまで、写真の上達につながる事項を含む、幅広い実用知識を問う問題が出題されます。

Q 実施回数は？

A 平成29年度は、年に1回、11月19日(日)に実施されます。

Q 受験地は？

A 個人受験は、ほとんどの都道府県の一般会場で受験できます。企業・学校などの団体受験は自主会場を設けて受験できます(受験料割戻し制度有り)。

Q 試験の方法は？

A 3級~1級は、マークシート方式による筆記での解答によって行われます。写真を参照して解答する問題が含まれています。

Q 受験級の目安は？

A おおよその目安としては…

対象受験者層	級	試験内容のレベル
写真を始めて間もない方／ 中学・高校写真部員／DPE 店窓口担当／編集・デザイン・ マスコミ関連の補完として 受験される方	3 級	趣味として楽しんだり、ステップアップのための足がかりとしてのレベル
	2 級	趣味をより深めるためや、写真関連業務の基礎知識レベル
熟練愛好者／関連業界に従事の方	準1級	趣味を極めたり、写真関連業務なら中堅のレベル
	1 級	写真教室の指導者を目指したり、写真関連業務では十分な専門知識と実力を発揮できるレベル

★連続した2階級を同日に受験することもできます。

Q 受験のための参考書は？

A ◆検定事務局編 既出問題集（検定事務局直接販売・受験案内に同封の振込用紙で購入申込み）

・楽しく解いて写真力判定[フォト検 過去問題の解答と解説5]

A 4判 2,700円(税込)送料500円（第12回～第13回の問題収録しています）

・楽しく解いて写真力判定[フォト検 過去問題の解答と解説4]

A 4判 2,700円(税込)送料500円（第10回～第11回の問題収録しています）

・楽しく解いて写真力判定[フォト検 過去問題の解答と解説3]

A 4判 2,480円(税込)送料500円（第8回～第9回の問題収録しています）

【公益財団法人 国際文化カレッジ／フォトマスター検定事務局 03-3361-2505】

◆参考書籍（全国書店でお求めください）前年度の問題が収録されています。

・平成28年度版 フォトマスター検定 合格/必ず役立つ基礎知識と前年度問題解説集

B 5判 1,700円+税/送料別

【株日本カメラ社・営業部 03-3639-3681】

Q 検定委員会とは？

A 検定を厳正・公正・中立に運営・実施するために、第三者機関として設置され、試験問題の作成・検証等を行う組織です。写真家、写真評論家、写真・カメラ関連メーカーの有識者によって構成されています（受験案内書参照）。

フォト検に合格するとどういった効果がありますか？

Q 何に役立ちますか？

A 写真との関わり方や、目的によって異なりますが…

●上級アマチュアの方

⇒ アマチュア写真家の方には、たとえプロ並みの実力があっても、それを客観的に証明できるものはありませんでした。こうした方は、1級に合格することで、最上級資格の「フォトマスターEX」の取得が目指せます。写真作品や写真活動経歴が審査され、いわば“写真の達人”としての証明が得られますので、ぜひ挑戦されることをお勧めします。

●写真を趣味として楽しんでいる、あるいは生涯学習として取り組んでいる方

⇒ 実用知識を深めて確実に修得すれば、それが裏づけとなって、安定してよい作品を創り出す力の向上にもつながります。また、今持っている知識や、これまで培ってきた成果を確認する手段としても最適です。

●これから本格的に写真に取り組んでいこうと思っている方

⇒ 確かな基礎を築くためには、偏りのない規準の中で、その力を身につけることが大切です。検定の受験を想定して知識の修得や実践を重ねることは、まさにこれを体現することになると思います。

●関連業界に従事している方

⇒ **メーカー系** 技術・営業・事務・窓口など職種は様々でも、それぞれの職域に応じた知識力を資格として具体化することで、よりいっそうユーザーを理解した業務推進の実践に寄与します。

⇒ **販売系** 商品知識だけでなく、幅広い写真知識によってお客様に+αの対応が可能なスタッフとしてサービスの向上を図ることができ、また、その証明として活用することができます。

●写真を勉強していて、それを活かした職種への就職を目指している方

⇒ 客観的な評価基準の曖昧な世界で、作品の評価とは別の切り口として、その知識レベルを資格として具体化することは、大きなアピール材料として役立つと思います。

●編集やデザイン、マスコミ系の業種への就職を目指している方

⇒ こうした世界は、写真と非常に密接な関係にあります。その分野の知識やスキルは当然のものとして、それ以外に写真の知識をも有している証明ができれば、+αの大きなアピール要素となって、キャリアアップや評価の向上につながります。

Q フォトマスターEXとは？

A フォト検の1級に合格した方だけが受験できる、最上級のエキスパートクラスです。1級合格の知識を前提に、写真作品や写真活動経歴などを基に審査されます。